

障 が い 者

の方へ



支援先・訓練生用

求人と訓練がセットになった
事業主委託訓練を
うけてみませんか

事業主委託訓練ってどんなもの？

- ・障がい(身体・知的・精神)のある方が、企業で実際の仕事を体験し、技術を身につける訓練です。
- ・訓練中は「沼津技術専門校の訓練生」として、企業さんでお仕事をするようになります。
- ・訓練終了後に雇用の判断が行われます。

こんな方におすすめの訓練です

- ・働いていけるか不安がある
- ・時間をかけて自分の障がいや仕事ぶりを見てほしい
- ・就職前に どんな会社なのか、どんな仕事をするのか知りたい
- ・サポートを受けながら就職したい



訓練について

- ・訓練は1ヶ月単位(原則3ヶ月以内)、月 60 時間以上で行います
- ・訓練中は静岡県から訓練手当、または雇用保険を受給することができます
(1ヶ月あたり10万円程度の他、条件の範囲内で通所手当が支給)
※一定の条件を満たして公共職業安定所から受講指示をされた場合。

※就労移行支援等の施設利用者も、就労を目的とした施設外支援として受けることができます。

沼津テクノカレッジ(静岡県立沼津技術専門校)

〒410-0022 沼津市大岡 4044-24

TEL:055-925-10731/ FAX:055-925-1115

訓練課・障害者訓練担当まで



訓練の流れ

ハローワークで
申込み

訓練生が管轄ハローワークで訓練の申込みをします

訓練内容と
日程の調整

どんな内容でいつから訓練をするのか、企業さん、支援機関、沼津技術専門校などで話し合いを行います

面接

訓練生と沼津技術専門校で面接をします

訓練の実施
(合格の場合)

沼津技術専門校より合格通知を発送します
訓練が始まります

雇用(就職)

企業と本人の合意で、就職が決まります



雇用後に実際行う作業で訓練を行うため、訓練終了後その企業に就職できる可能性が高まります



障害者委託訓練コーディネーターやコーチが相談にのったり、お手伝いします



【訓練中の災害について】

県が労働者災害補償保険に加入しています。

ただし、訓練生の故意や過失により事業主の設備に損害が生じた場合は、訓練生が賠償することになるため、損害保険の加入をお願いしています。